

平成 25 年第 2 回行方市議会定例会は、6 月 11 日から 19 日までの 9 日間の会期で開催しました。

本会議では、条例改正案や補正予算案など 10 件が市長から、また、意見書案 1 件が議員から上程され、いずれも原案のとおり、全会一致で可決しました。また、請願 1 件も全会一致で一部を採択しました。

6 月定例会
6 月 11 日～19 日

麻生公民館耐震補強及び大規模改修工事

3 億 2 千 5 百 5 0 万円
で契約締結



耐震改修がスタートした麻生公民館

事務所と一部機能は仮移転



西浦地区学習センター

昭和 53 年に建築された麻生公民館の耐震補強工事が行なわれます。

また、合わせて内部の空調や電気設備などの大規模な改修を行ない住民の利用しやすい環境が整備されます。

なお、工事に伴い平成 25 年 7 月から平成 26 年 2 月まで事務所と一部機能が西浦地区学習センターに仮移転されました。再開は 2 月以降です。

第 2 回定例会の経過

〔6 月〕	11 日	本会議 ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案の上程、説明、質疑、討論、採決 （補正予算） ・繰越明許費繰越計算書の報告 ・請願付託
	12 日	休会（議案審査）
	13 日	本会議 ・一般質問（3 議員）
	14 日	本会議 ・一般質問（3 議員）
	15 日	休会
	15 日	休会
	16 日	休会
	17 日	総務委員会 （請願審査）
	18 日	休会（議事整理）
	19 日	本会議 ・常任委員長報告、質疑、討論、採決 ・閉会 議員提出

市長が提出した議案等

条例

一部を改正

■行方市税条例の一部を改正する条例

国の税制改正が行なわれたため、条例の一部を改正しました。

■行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国の税制改正が行なわれたため、条例の一部を改正しました。

諮問

人権擁護委員の推薦

水野 義貞

(小幡685番地)

平成25年9月30日で任期満了になるため、水野氏を引き続き推薦することに同意しました。

工事請負契約の締結

■麻生公民館耐震補強及び大規模改修工事

・契約方法 一般競争入札
・契約金額 3億2,550万円

・工事の相手方 株木・松沢特定建設工事共同企業体

代表構成員

茨城県水戸市吉沢町31番地1
株木建設 株式会社 茨城本店
取締役常務執行役員本店長 木元由孝
構成員

茨城県行方市小高219番地の1
松沢建設 株式会社
代表取締役 松沢弘美

・工期

議決日の翌日(平成25年6月12日)から平成26年1月31日まで

報告

平成24年度の歳出予算の経費を平成25年度に繰り越したので、地方自治法施行令の規定に基づき、市長から次のとおり報告がありました。

■一般会計繰越明許費

繰越額・18億4,266万
5,000円
主な事業

- ・農業体質強化基盤整備事業
- ・道路維持補修事業
- ・通学路整備事業
- ・麻生幼稚園施設整備事業
- ・麻生公民館大規模改修事業
- ・学校教育施設災害復旧事業

■特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費

繰越額・4,425万3,000円
公共下水道整備事業

■流域関連公共下水道事業特別会計繰越明許費

繰越額・144万8,000円
流域下水道整備事業

■一般会計事故繰越し

繰越額・1億4,843万7,250円

報告

- 主な事業
- ・農業体質強化基盤整備事業
 - ・道路改良舗装事業
 - ・麻生東小学校施設整備事業

■市道路線の廃止・認定・変更について

行方市玉造地区の市道(玉)2150号線外2路線を変更しました。



第2会定例会で補正された平成25年度予算

会計別	内容	
一般会計	16,453,000円の増額	
	市有地維持管理委託料	3,465,000円
	特定地域再生計画策定業務委託料	6,450,000円

- ・議案の上程、説明、質疑、討論、採決 (意見書)
- ・閉会中の所管事務調査
- ・議員の派遣
- ・閉会

請願・陳情

■行方市犯罪被害者等支援条例の制定についての請願

〔請願者〕

「海外における犯罪被害者等を支援する会」

代表 羽生唯仁

請願要旨

- ① 犯罪被害者等を支援するための条例の制定
- ② 犯罪被害者等を支援するための総合窓口を設け、保健、福祉、雇用、生活支援等の相談に応じること
- ③ 犯罪被害者等を支援するための諸施設が実現させる行動計画の策定
- ④ 犯罪被害者等を支援するための支援金制度の設置
- ⑤ 犯罪被害者等支援関連法（犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等支援法）の適用範囲等の見直しに向けた国ならびに関係機関への働きかけ

への働きかけ

付託案件の審査結果

◇請願第1号 行方市犯罪被害者等支援条例の制定についての請願

6月11日に付託された請願第1号について、17日に総務委員会が審査しました。審査では、請願要旨の妥当を認めたくて次の意見が出されました。

- 犯罪被害者等を支援するための条例の制定や支援金制度の設置については、市独自の早急な対応が難しい。
- 犯罪被害者等を支援するための総合窓口の設置や行動計画の策定は、市としての対応窓口を明確にするために必要である。
- 国の法改正などの動向を見極める必要がある。

この結果、総務委員会では請願の一部を採択としました。

総務委員長からの報告を受け、本会議において全会一致で採決された結果は請願趣旨の一部を採択するものでした。

採択された請願趣旨の一部

- ② 犯罪被害者等を支援するための総合窓口を設け、保健、福祉、雇用、生活支援等の相談に応じること
- ③ 犯罪被害者等を支援するための諸施設が実現させる行動計画の策定
- ⑤ 犯罪被害者等支援関連法（犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等支援法）の適用範囲等の見直しに向けた国ならびに関係機関への働きかけ

なお、採択された請願趣旨を受け、国及び関係機関に意見書が提出されました。

意見書

■日本人の国外犯罪被害者に対する支援拡充を求める意見書

(全文)

提案者 総務委員長 小林 久

国民の安全・安心な生活が保障された社会を目指し、日本国内外において様々な犯罪抑止のための取り組みが行なわれている。

しかし、近年の犯罪は多様化し、それらの犯罪によって傷ついた被害者の方に対して十分な支援は行われておらず、社会からの孤立が問題となっている。

また、日本人の海外進出と国際化が進むなか、渡航先で犯罪に巻き込まれる事件も発生し、平成23年には、国外で日本人が殺人や強盗、傷害事件などの凶悪犯罪の被害を受けた件数が400件以上に及んでいる。

最近では、アルジェリアで発生し10名の日本人が犠牲となった人質拘束事件やグアムで3名が死亡し10名が負傷し

た無差別殺傷事件に国民は大きな衝撃を受けた。

しかし、現行の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律は日本国内で犯罪被害を受けた被害者が対象とされ、国外の犯罪被害は対象とならない。そのため被害者や家族の身体的精神的苦痛と経済的負担が深刻なものとなっている。同じ日本人として同胞の被害に対する支援を講じることが必要と考える。

よって、政府に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の早急な改正を行い、日本国外で犯罪被害を受けた被害者及び遺族に対しても十分な支援がなされることを強く要望する。

1. 日本人が国外で犯罪被害者となった場合にも給付金等の対象となるよう、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」を早急に改正すること

用語解説 【一部採択】

一部採択とは、内容が数項目にわたっているような場合において、その一部については認めにくいですが、全体を不採択にするのは適当でない場合、一部の項目または部分採択することです。



～住民の意見を国へ～

日本人の国外犯罪被害に対する支援拡充を求める意見書を関係機関に提出しました

行方市議会では、6月19日に日本人の国外犯罪被害に対する支援拡充を求める意見書の提出が可決されました。

意見書の提出には、郵送での発送と直接関係機関に持参する方法があります。

これまでは郵送での提出が通例でしたが、今回提出される意見書については、請願提出者の切実な願意に対し早急な対応を国の関係機関に求めるため、7月5日に貝塚順一議長と小林久総務委員長が直接持参し、意見書の内容と提出までの経緯を説明をしてきました。

意見書提出先 内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・外務大臣
国家公安委員長・衆議院議長・参議院議長

第2回臨時会

報 告

平成25年第2回臨時会は、5月24日に1日の会期で開催しました。本会議では専決処分のほか、補正予算など7件が提出され、原案のとおり可決しました。また、今臨時会では常任委員会及び議会運営委員会の委員改選が行なわれました。

専決処分の承認

■専決処分の報告について

行方市の職員が公用車を運転中に起した車両との接触事故について、相手方の車両に対する損害賠償額を98,275円と定め、和解し、専決処分したことについて報告を受けました。

■行方市税条例の一部を改正する条例

国の税制改正が行なわれたため、条例の一部を改正しました。

■行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国の税制改正が行なわれたため、条例の一部を改正しました。

■専決処分の報告について

行方市の職員が公用車を運転中に起した車両との接触事故について、相手方の車両に対する損害賠償額を39,669円と定め、和解し、専決処分したことについて報告を受けました。

■一般会計補正予算(第8回)

震災復興特別交付税と地域の元氣臨時交付金の交付に伴い、財源内訳を補正しました。

■国民健康保険特別会計補正予算(第3回)

出産一時金の財源内訳が変更されました。

第2回臨時会で補正された平成25年度予算

会 計 別	主 な 内 容
一 般 会 計	4,024万2,000円の増額
	県単農道整備事業 3,368万5,000円
	文化会館維持管理事業 504万円